

認知症疾患医療センター事業評価について

1. 認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センター（以下「センター」という。）は、認知症の鑑別診断とその初期対応、周辺症状等の急性期治療に関する対応、認知症医療相談等を実施するとともに、認知症ケアを担う人材育成等の地域医療への貢献など、厚生労働省で定める要件を満たす医療機関で、都道府県や政令指定都市が指定している。新オレンジプランの目標値として、全国のセンター整備数を令和 2 年度末までに約 500 か所（二次医療圏域に 1 か所以上、高齢者人口 6 万人に 1 か所程度）としており、本市では 4 か所を指定している。

<本市が指定しているセンター>

医療機関名	所在地	指定日
いずみの杜診療所	泉区松森字下町 8-1	平成 26 年 9 月 1 日
仙台西多賀病院	太白区鉤取本町 2-11-11	平成 27 年 9 月 1 日
東北医科薬科大学病院	宮城野区福室 1-12-1	平成 28 年 8 月 1 日
東北福祉大学せんだんホスピタル	青葉区国見ヶ丘 6-65-8	平成 28 年 8 月 1 日

2. 事業評価の必要性

センターはそれぞれの地域において、認知症の専門医療を提供し、地域連携体制の推進をはかる実践的な専門医療機関である。それぞれの圏域の面積、人口規模、現存する社会資源等によって、センターに求められる役割は異なる可能性があり、その地域の実情に応じ、現在の事業の質を評価・分析し、課題を抽出し、事業の質を改善・向上させるための取り組みを進めていくことが求められている。そのため、これまでの書面による実績報告だけでなく、「認知症疾患医療センター運営事業実施要綱」（以下「国要綱」という。）及び「仙台市認知症疾患医療センター運営事業実施要綱」（以下「市要綱」という。）で規定する「事業評価」をする必要があることから、今年度関係者にヒアリングするなどし、評価内容及び手法について検討してきた。

3. 評価内容、方法及びスケジュール

(1) 評価内容

事業評価用シート（案）は以下の 3 点とする。

- ・ 認知症疾患医療センター運営事業 協議書（兼）実績報告書（医療機関別）（案 1-1）
 - ・ 認知症疾患医療センター運営事業 実績報告書（別紙）（案 1-2）
 - ・ 認知症疾患医療センター運営事業 実施事業についての自己評価書（案 1-3）
- なお、たたき台となる評価シートは、東京都健康長寿医療センター発行の冊子

（「認知症疾患医療センター事業評価に向けて」）を参考とし、国要綱及び市要綱で規定する「事業評価の実施」中「事業評価上の留意点」を網羅したものとした。

（2）評価方法

認知症対策推進会議の議題の一つとし、各センターから提出される（1）の書類を基に本市が作成した資料を提出し、各センターからご説明いただき、意見交換を行う。

（3）今後のスケジュール

令和2年5月末	評価シートを各センターから市へ提出。
7月～8月	令和2年度第1回認知症対策推進会議 ・各センターからの資料の説明 ・意見交換